

## 指定(介護予防)訪問リハビリテーション

# 渡辺胃腸科外科病院 重要事項説明書

指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

### 1. 指定(介護予防)訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

|          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 事業者名称    | 医療法人 創生会                             |
| 代表者氏名    | 理事長 渡辺 哲夫                            |
| 事業者所在地   | 岡山県倉敷市玉島上成 539 番地の 5                 |
| 電話・FAX番号 | 電話 : 086-525-2552 FAX : 086-525-6339 |
| 法人設立年月日  | 1989年4月5日                            |

### 2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 事業所名称       | 渡辺胃腸科外科病院                            |
| 介護保険指定事業所番号 | 3310210863                           |
| 事業所所在地      | 岡山県倉敷市玉島上成 539 番地の 5                 |
| 電話・FAX番号    | 電話 : 086-525-2593 FAX : 086-525-2662 |
| 連絡先相談担当者名   |                                      |
| 通常の事業の実施地域  | 倉敷市（玉島・船穂・連島・西阿知）、<br>矢掛町、浅口市（金光・鴨方） |

\* 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

|       |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 事業者は介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者に対し適切な（予防）訪問リハビリテーション計画を作成し、サービス提供を行います。   |
| 運営の方針 | 1. 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法等その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、利用者の生活機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を行うこととする。<br>2. 指定訪問リハビリ等は病状が安定しており、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でリハビリテーションが必要で |

|  |   |
|--|---|
|  | あると主治医が認めた通所が困難な利用者に対して行う者とする<br>3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 |
|--|---|

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

|      |   |
|------|---|
| 営業日  | 月～土曜日(但し、国民の祝日及び8/14～8/15、12/30～1/3は除く) |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時30分                         |

### (4) 事業所の職員体制

|     |          |
|-----|----------|
| 管理者 | 院長 渡辺 哲夫 |
|-----|----------|

| 職種     | 職務内容  | 人員数        |
|--------|---|------------|
| 理学療法士等 | <p>1. サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p> <p>2. 医師及び理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員その他の職種の者が他職種共同によりリハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリ計画書を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画書は、利用者に交付します。</p> <p>3. 訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションのサービスを提供します。</p> <p>4. 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。</p> <p>5. それぞれの利用者について、訪問リハビリ計画に従ったサービスの実施状況およびその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。</p> | 常勤<br>1名以上 |

\*理学療法士等・・・理学療法士、作業療法士

## 3. 提供するサービスの内容及び費用について

### (1) 提供するサービス内容について

- ①通院が困難な利用者に対し、医師の指示のもとに当事業所の従業者が訪問リハビリテーション計画に基づき利用者の居宅等に訪問し、リハビリテーションを行います。
- ②利用者及びご家族に対して、居宅での介助、介護をするまでの介助方法について

て、助言・指導等を行います。

③当事業所では、利用者及びご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(2) (介護予防)訪問リハビリテーションの禁止行為

**指定(介護予防)**訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供する利用料、利用者負担額(介護保険を適応する場合)について

『介護保険負担割合証』に記載された負担割合額1割の場合

| 区分       |                    | 利用料         | 利用者負担      |
|----------|--------------------|-------------|------------|
| 要介護1～5の方 | 基本報酬<br>(週に12回が限度) | 1回<br>3080円 | 1回<br>308円 |
| 要支援1・2の方 | 基本報酬<br>(週に12回が限度) | 1回<br>2980円 | 1回<br>298円 |

| 加算                | 利用料   | 利用者負担 | 算定回数                |
|-------------------|-------|-------|---------------------|
| 短期集中リハビリテーション実施加算 | 2000円 | 200円  | 1日あたり<br>(退院後3ヶ月まで) |
| サービス提供体制加算(I)     | 60円   | 6円    | 1回あたり               |
| 退院時共同指導加算         | 6000円 | 600円  | 退院時に1回のみ            |

当該訪問リハビリが法定代理受領サービスであるときは、「介護報酬告示上の額に『介護保険負担割合証』に記載された負担割合額を乗じた額」とする。また、法定代理受領分以外欄は「介護報酬告示の額」とする

(4) その他費用について

|        |  |
|--------|--|
| 交通費    | 指定訪問リハビリテーションに要した交通費を請求することができます。(指定地域外利用の場合は20円/km) |
| キャンセル料 | キャンセル料は不要です。   |

(5) 利用料、利用者負担額（介護保険を適応する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| ①利用料、利用者負担額（介護保健を適応する場合）、その他の費用の請求方法 | <p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適応する場合）及びその他の費用額はサービス提供ごとに計算し、利用月毎の合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌々月の引き落とし日までに利用者にあてお届け（郵送）します。</p> <p>自動引き落としの場合は翌々月10日頃に引落しとなります。</p>   |
| ②利用料、利用者負担額（介護保健を適応する場合）その他の費用の支払い方法 | <p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）利用者指定口座からの自動引落し<br/>     （イ）現金払い</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、支払いの方法の如何によらず、領収所をお渡ししますので、必ず保管されるようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p> |

\*利用料、利用者負担額（介護保険を適応する場合）およびその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延しさらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合にはサービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いして頂くことがあります。

#### 4. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させて頂きます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士等は医師に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 5. 成年後見人制度の活用支援

事業者は、利用者と適切な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見人制度を活用できるように支援を行います。

## 6. 虐待防止について

事業者は、契約者の人権の擁護及び虐待等の防止のために必要な措置を講じます。

- (1) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (2) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

|             |          |
|-------------|----------|
| 虐待防止に関する担当者 | 院長 渡辺 哲夫 |
|-------------|----------|

- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備しています。
- (7) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 7. 身体拘束等について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行なうことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

## 8. 秘密保持について

- (1) 事業者およびその従業者は正当な理由がない限り利用者に対するサービス提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者はその従業者が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

## 9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に容体の変化等があった場合、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所など、関係各位へ連絡します。

## 10. 事故発生時の対応方法について

- (1) 迅速な事故処理の対応を行います。
- (2) 利用者の家族・市町村等に連絡・報告を行います。
- (3) 損害賠償の責めを負う必要がある場合は、速やかに対応致します。

(4) 再発防止に関する対応・改善策を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：(株) 山陽保険センター 保険事務局

### 1 1. 身分証携行義務

**指定(介護予防)**訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 1 2. 居宅介護支援事業者との連携

**指定(介護予防)**訪問リハビリテーション計画書は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

### 1 3. サービス提供の記録

①サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は完結の日から5年間保存します。

②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

### 1 4. 衛生管理等

①サービス提供職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②**指定(介護予防)**訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 1 5. 業務継続計画の策定等について

(1) 事業者に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

(2) 事業者は感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定します。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、従業員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

### 1 6. 苦情等申立先、苦情対応の体制・処理について

#### (1) 苦情対応の常設窓口

|          |  |
|----------|--|
| 担当者      | 岡山県倉敷市玉島上成539番地の5<br>医療法人 創生会 法人事務局 事務局長 |
| 受付時間     | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分                  |
| 電話・FAX番号 | 電話：086-525-2552 FAX：086-525-6339         |
| ご意見箱     | 病院外来待合に設置                                |

(2) 苦情の対応体制

- 1) 苦情対応台帳に記載。
- 2) 苦情についての事実確認を行います。
- 3) 苦情対応方法を記載し、管理者決裁致します。
- 4) 苦情対応について関係者との連携を行います。
- 5) 苦情対応の改善について利用者に確認を行います。
- 6) 苦情対応は1日以内に行われることを原則と致します。
- 7) 苦情対応についての成果等を台帳に記録致します。

また、苦情に関して上記対応窓口以外でも下記窓口にて対応しています。

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 市町村（保険者）の窓口                 | 電話番号<br>倉敷市 086-426-3343<br>浅口市 0865-44-7113<br>矢掛町 0866-82-1013<br>8:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く） |
| 【公的団体の窓口】<br>岡山県国民健康保険団体連合会 | 電話番号：086-223-8811<br>8:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）  |